



グリーン調達ガイドライン

2019年10月01日 第5版

株式会社光電製作所

はじめに

株式会社光電製作所(以下、当社という)は環境対応を経営の基本の一つと位置づけ、環境活動を実施しています。

2001年4月より施行された「資源有効利用促進法」、「グリーン購入法」等にみられるように、地球環境の保全に対する企業の果たす役割はますます重要になっています。多くの企業が環境保全活動の一環として、環境負荷を低減した製品(グリーン製品)の提供を推進しています。EU(欧州連合)は欧州RoHS指令(RoHS1、RoHS2)^{*1}、REACH規則^{*2}などにより、従来の環境に配慮した製品から環境を保証した製品への転換を企業に求めています。当社もこのような動向に合わせて、グリーン製品の提供をより推進することといたしました。

当社では、2003年6月から「化学物質含有量調査依頼についてのごお願い」と題して、グリーン調達調査共通化協議会(以下、「JGPSSI」という^{*3})が2003年1月9日に定めた「環境負荷化学物質リスト一覧」に基づき、当社に納入いただく製品、部品、加工品、モジュール品等について、含有化学物質に重点をおいた調査をお願いしてまいりました。

その後も、JGPSSIは欧州、米国の業界とも協議を進め又過去の実施状況を踏まえ、2011年3月「JIG: ジョイント・インダストリー・ガイドライン」を改訂し(JIG-101 Ed4.0 和訳版)、幅広い企業が利用できるよう整備を進めて居りましたが2012年5月に解散し、その業務はVT62474国内組織(IEC62474 データベース検証チーム)に移行されております。

現在は2006年9月に設立されたアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)^{*4}によって化学物質のリスク管理の実現のため、産業界全体でのサプライチェーンにおける適切な情報伝達を国際的に推進しています。

当社はこれらの動きに対応すべく、今般「KODEN グリーン調達ガイドライン」を改定し、さらなるグリーン調達活動を推進して、グリーン製品の提供を行う所存です。

環境に関する各種法律の順守のためには、お取引先様の確かなご対応が不可欠です。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

言葉の説明

*¹ : RoHS 指令

電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び欧州理事会の指令
(Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment)

RoHS1 (2002/95/EC) として発行された際は 8 つのカテゴリに該当する機器の 6 物質が規制された。その後改正を重ね現在の RoHS2 ((EU) 2015/863) では、4 物質が規制対象となり 2019 年 7 月 22 日から適応された。

*² : REACH 規則

化学物質の登録, 評価, 認可, 制限に関する欧州議会及び欧州理事会の規則
(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

人の健康及び環境に対する危害の防止を目的として 2007 年 6 月より施行され、リスク低減が必要な化学物質は制限対象物質に指定され、EU (欧州連合) 内での使用が制限される。

*³ : JGPSSI

グリーン調達調査共通化協議会

(Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)

調査対象物質リストや調査回答フォーマットを共通化することにより、グリーン調達調査にかかる調査労力を軽減し、回答品質の向上を目的とした、電気電子機器業界の協議会。

*⁴ : JAMP

Joint Article Management Promotion-Consortium (アーティクルマネジメント推進協議会)
アーティクル (部品や成形品などの別称) が含有する化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組み作りや普及を進めている業界横断的な協議会。

目 次

1. 目的
2. 適用範囲
3. グリーン調達活動の概要
4. グリーン調達における要求事項
 - 4.1 お取引先様への要求事項
 - (1) 環境管理への取組み
 - (2) 設計・製造段階での、購入資材に対する環境配慮
 - (3) 製造段階でのオゾン層破壊物質の使用禁止
 - (4) グリーン調達へのご協力
 - 4.2 購入資材(梱包材を含む)に対する要求事項
 - (1) 環境負荷化学物質について
 - (2) 購入資材の環境負荷化学物質含有量調査及び対応処置
 - (3) メッキ、塗装等を施された加工品の環境負荷化学物質含有量調査
 - (4) 製造方法の変更時の処置
5. 環境負荷化学物質一覧の改定
6. その他
7. 別表
 - 表1ー含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧
 - 表2ー含有禁止物質非含有保証書
 - 表3ー条件付含有禁止物質非含有保証書
 - 表4ー条件付含有禁止物質含有内容/廃止時期 報告書

1. 目的

当社は、環境と調和する事業活動を展開し、環境を保証した製品をお客様にお届けすることにより、環境への負荷低減を図り、循環型の社会実現を目指します。このために、当社製品に使用される部品、加工品、モジュール品及び包装材並びに当社で使用する事務機器、事務用品（以下、購入資材という）の購入について、環境への負荷が小さい物品の購入を優先します。

当社はグリーン調達活動にお取引先各位のご理解・ご協力をお願いいたしたく「KODEN グリーン調達ガイドライン」を作成しました。

2. 適用範囲

「KODEN グリーン調達ガイドライン」は、当社が調達する全ての購入資材に適用します。

3. グリーン調達活動の概要

グリーン調達活動の全体像は次図の様になり、環境事業活動の充実を図っていきます。

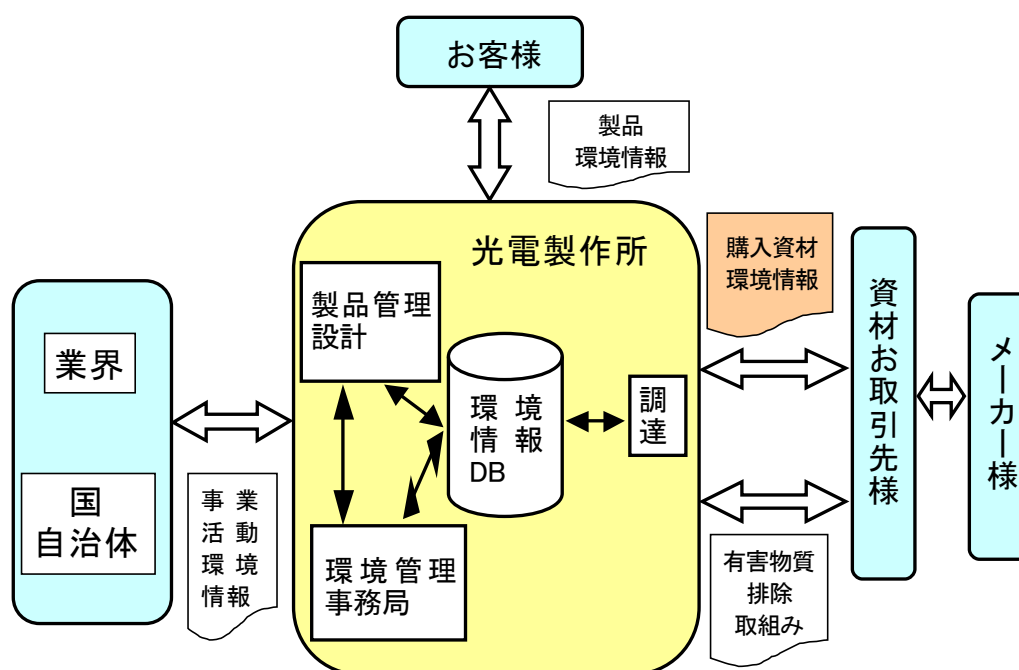
「KODEN グリーン調達ガイドライン」に従って「購入資材環境情報」の調査等にご協力をお願いします。お取引先様からの「購入資材環境情報」は、次の様式順の使用を原則とします。

(1) データ作成支援ツール(旧 JAMP AIS データ、JAMP MSDSpuls データ)

詳細な記入要領は、chemSHERPA 発行のマニュアル類をご参照ください。

chemSHERPA データ作成支援ツール、及びマニュアル類は下記より最新版をダウンロードしてご使用ください。なお、依頼元から回答ツールの指定がされた場合は、依頼元の指示に従ってください。

URL : <https://chemsherpa.net/tool>



4. グリーン調達における要求事項

「お取引先様への要求事項」及び「購入資材(梱包材を含む)に対する要求事項」の2項を定めました。これらの要求事項を満足し、環境負荷低減活動に積極的に取組まれるお取引先様から優先して購入します。

4.1 お取引先様への要求事項

(1) 環境管理への取組み

環境管理への取組みは次の①又は②を満たしてください。

①環境マネジメントシステム(EMS: Environmental Management System)を構築していること。

なお、EMSは[国際規格ISO14001]、[EMAS(EU理事会規則「環境管理・監査スキーム」)]及び[KES(環境マネジメント・スタンダード)]等の第三者認証を取得していること。

②以下の項目を含んだ環境管理システムを自社で構築していること。

- a 環境方針があること。
- b 環境管理責任者の設置、及び環境管理体制等が構築されており、環境保全への積極的な取組みがなされていること。
- c 環境保全に関する法規制が把握されており、順守していること。
- d 環境保全に関する取組みについて、内部監査の仕組みがあること。
- e 環境目的・目標、実施計画が策定され、実施されていること。
- f 従業員に対する環境教育が実施されていること。

(2) 設計・製造段階での、購入資材に対する環境配慮

製品設計及び製造段階で以下の点に留意して、製品環境アセスメントを実施してください。

- ①省資源・省エネルギーに配慮していること。
- ②長期使用が可能なこと。また修理や部品交換が容易なこと。
- ③再使用部品、再生素材の利用に留意していること。
- ④リサイクルしやすい素材の使用に留意していること。
- ⑤分離・分解が容易な設計がなされていること。
- ⑥梱包・包装材は再利用可能なものの採用、発泡緩衝材の使用量削減等、環境への負荷が少ない素材を採用していること。

(3) 製造段階でのオゾン層破壊物質の使用禁止

購入資材の製造段階で使用を禁止するオゾン層破壊物質の詳細は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の最終改正版に準拠します。

(4) グリーン調達へのご協力

当社のグリーン調達活動にご協力をいただけること。

4.2 購入資材(梱包材を含む)に対する要求事項

(1) 環境負荷化学物質について

管理する環境負荷化学物質は、国内 vT62474 発行の製品含有化学物質調査・回答マニュアル内に記載の各対象物質群リストに準拠します。

当社は、購入資材中に含有する環境負荷化学物質について管理区分を設けています。ただしこの管理区分については法律や公的規制が優先されます。

①含有禁止

別表の「表 1-含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧」の含有禁止物質欄を参照してください。これらの物質を含有している資材は即時購入を中止いたします。

②条件付含有禁止

別表の「表 1-含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧」の条件付含有禁止物質欄を参照してください。これらの物質はある一定条件又は閾値レベル(報告レベル)以下の含有は許容されます。条件付含有禁止物質が閾値以内のものに関しては廃止時期の報告をお願いします。閾値を超えるものに関しては、代替品を推奨し、その内容について報告をお願いします。

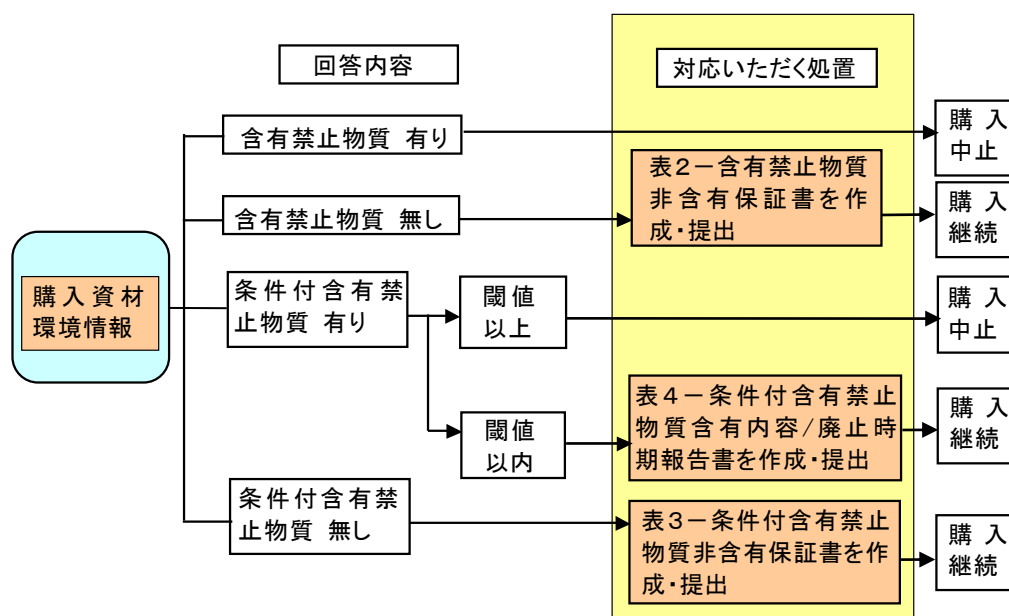
③自主管理(含有管理物質)

意図的な使用を制限するものではありません。含有量についてデータの把握をします。調査の対象は、国内 vT62474 発行の製品含有化学物質調査・回答マニュアル内に記載の各対象物質群リストを参照します。

(2) 購入資材の環境負荷化学物質含有量調査及び対応処置

当社への納入は環境負荷化学物質含有量調査を終えた資材を納入していただきますようご協力をお願いいたします。

調査依頼に対する調達品環境情報は、次図のフローの扱いとなり、回答内容により対応いただく処置は次のとおりです。



①購入資材の環境負荷化学物質調査

購入資材について含有する環境負荷化学物質の含有量を調査、ご回答いただきます。ご回答いただく「購入資材環境情報」は、3. グリーン調達活動の概要にて記載の何れかのデータシートをご利用ください。

②含有禁止物質・条件付含有禁止物質 非含有証明書のご提出

上記①項の調査で含有禁止物質又は条件付含有禁止物質を含まない場合は、別表の「表 2－含有禁止物質非含有保証書」又は「表 3－条件付含有禁止物質非含有保証書」の非含有保証書を①と同時にご提出いただきます。

③条件付含有禁止物質含有内容/廃止時期 報告書のご提出

上記①項の調査で条件付含有禁止物質の含有量が、「表 1－含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧」に記載の閾値以内の場合はその廃止時期について別表の「表 4－条件付含有禁止物質含有内容/廃止時期 報告書」に必要事項を記載の上、①と同時にご提出いただきます。

(3) メッキ、塗装等を施された加工品の環境負荷化学物質含有量調査

メッキ、塗装等は、含有禁止物質・条件付含有禁止物質を含まないメッキ液、塗料等の使用をお願いします。当該作業を実施するお取引先とメッキ工程、塗装工程等の仕様書の取り決めを行い「表 2－含有禁止物質非含有保証書」、「表 3－条件付含有禁止物質非含有保証書」をご提出いただきます。

(4) 製造方法の変更時の処置

購入資材の製造に係る原料の変更（メーカーの変更、リサイクル品の使用等）、製造工程の変更を行う場合には必ず事前に「初物通知書」を当社購買担当者にご提出ください。「初物通知書」の様式は、当社購買担当者にご要求ください。

5. 「含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧」の改定

「表 1－含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧」は、法規制動向等により、今後その内容が変化することが予想されます。含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧については、お取引先各位にて於いても情報を集められ最新版への対応をお願いします。

6. その他

ご回答いただいた内容に不正があり、それによって当社に損害が発生した場合、補償等の請求をさせていただくことがあります。

7. 別表

表1ー含有禁止物質、条件付含有禁止物質及び含有管理物質一覧

製品への含有と梱包材への含有

(梱包材への含有を含む)

	物質/カテゴリー	主な法令または工業基準/合意例	閾値レベル(報告レベル)	当社の管理区分
1	アスベスト類	REACH規則(Annex XVII), 安衛法	—	含有禁止物質
2	ホルムアルデヒド	カリフォルニア州CARB規則, オーストリア BGB I 1990/194(ホルムアル デヒド規制)	—	
3	オゾン層破壊物質	オゾン層保護法	—	
4	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	REACH規則(Annex XVII), 化審法(第一種特定化学物質)	—	
5	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール- 2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェ ノール	化審法(第一種特定化学物質)	—	
6	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び 特定代替物質	REACH規則(Annex XVII), 化審法(第一種特定化学物質)	—	
7	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子3個以 上)	化審法(第一種特定化学物質)	—	
8	放射性物質	原子炉等規制法	—	
9	三置換有機スズ化合物	REACH規則(Annex XVII), 化審法(第二種特定化学物質)	—	
10	トリブチルスズ-オキシド(TBTO)	REACH規則(Annex XVII), 化審法(第一種特定化学物質)	—	
11	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	EU規制No842/2006	—	↓
12	一部の芳香族アミンを生成するア ゾ染料・顔料	REACH規則(Annex XVII)	30ppm	条件付含有禁止物質
13	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチ ル)(DMF)	欧州委員会決定2009/251/EC	0.1ppm	
14	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	REACH規則(Annex XVII)	50ppm	
15	短鎖型塩化パラフィン類(C10~ C13)	REACH規則(Annex XVII)	1000ppm	
16	塩化コバルト(CoCl2)	REACH規則(SVHC)	1000ppm	
17	ジブチルスズ化合物(DBT)	REACH規則(Annex XVII)	1000ppm	
18	ジオクチルスズ化合物(DOT)	REACH規則(Annex XVII)	1000ppm	
19	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	欧州RoHS指令	1000ppm	
20	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	欧州RoHS指令, 化審法	1000ppm	
21	カドミウム/カドミウム化合物	欧州RoHS指令, REACH規則(Annex X VII), 欧州電池指令, 中国 GB-24427-2009	100ppm 他報告対象によ り閾値異なる	
22	六価クロム化合物	欧州RoHS指令	1000ppm	
23	鉛/鉛化合物	欧州RoHS指令, 欧州電池指令, 中国 GB-24427-2009	1000ppm 他報告対象によ り閾値異なる	
24	水銀/水銀化合物	欧州RoHS指令, REACH規則(Annex X VII) 欧州電池指令, 中国 GB-24427-2009	1000ppm 電池は閾値異 なる	
25	DEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシ ル)	欧州RoHS指令	1000ppm	
26	BBP(フタル酸ブチルベンジル)	欧州RoHS指令	1000ppm	
27	DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)	欧州RoHS指令	1000ppm	
28	DIBP(フタル酸ジイソブチル)	欧州RoHS指令	1000ppm	
29	RCF(リフラクトリーセラミックファイ バー)	安衛令、安衛則、特化則の改正	1000ppm	↓
30	その他のJGPSSI物質群(JIG) およびREACH規則(SVHC)			含有管理物質

(梱包材のみ)

1	ヒ素化合物	REACH規則(Annex XVII)	—	含有禁止物質
2	臭化メチル	ISPM-15	—	含有禁止物質

表2－含有禁止物質非含有保証書

株式会社 光電製作所 御中

年 月 日

1 会社名	<input type="text"/>	Ⓜ	5 電話番号	<input type="text"/>
2 住所	<input type="text"/>		6 FAX番号	<input type="text"/>
3 責任部署名	<input type="text"/>		7 E-mail	<input type="text"/>
責任役職名	<input type="text"/>		8 取引先コード	<input type="text"/>
責任者氏名	<input type="text"/>	Ⓜ	(仕入先コード)	
4 担当者氏名	<input type="text"/>			

当社は、貴社が有害化学物質使用禁止を指定する下記資材対象品において、20 年 月 日以降、貴社「KODEN グリーン調達ガイドライン」に定められている下表の「含有禁止物質」を含まないことを保証します。

対象品内容

光電品目コード	品名	規格/型式	製造メーカー名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

上記対象品がシリーズ品の一つである場合は、「規格/型式」欄の定数部分を***と表現して下さい。
(例：規格ABC123D～ABC789Dがシリーズ品の場合、ABC***Dと記入して下さい。123・・・789は、定数。)

含有禁止物質

1	アスベスト類
2	ホルムアルデヒド
3	オゾン層破壊物質
4	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)
5	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
6	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替物質
7	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子3個以上)
8	放射性物質
9	三置換有機スズ化合物
10	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)
11	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)

注 太線枠内をご回答ください。

表3—条件付含有禁止物質非含有保証書

株式会社 光電製作所 御中

年 月 日

1 会社名	<input type="text"/>	(E)	5 電話番号	<input type="text"/>
2 住所	<input type="text"/>		6 FAX番号	<input type="text"/>
3 責任部署名	<input type="text"/>		7 E-mail	<input type="text"/>
責任役職名	<input type="text"/>		8 取引先コード	<input type="text"/>
責任者氏名	<input type="text"/>	(E)	(仕入先コード)	
4 担当者氏名	<input type="text"/>			

下記部品・素材については、指定された下記条件付含有禁止物質を含有しないことを保証します。

対象品内容

光電品目コード	品名	規格/型式	製造メーカー名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

上記対象品がシリーズ品の一つである場合は、「規格/型式」欄の定数部分を***と表現して下さい。
(例: 規格ABC123D~ABC789Dがシリーズ品の場合、ABC***Dと記入して下さい。123...789は、定数。)

条件付含有禁止物質

1	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料
2	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)(DMF)
3	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)
4	短鎖型塩化パラフィン類(C10~C13)
5	塩化コバルト(CoCl ₂)
6	ジブチルスズ化合物(DBT)
7	ジオクチルスズ化合物(DOT)
8	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)
9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)
10	カドミウム/カドミウム化合物
11	六価クロム化合物
12	鉛/鉛化合物
13	水銀/水銀化合物
14	DEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)
15	BBP(フタル酸ブチルベンジル)
16	DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)
17	DIBP(フタル酸ジイソブチル)
18	RCF(リフラクトリーセラミックファイバー)

注 太線枠内をご回答ください。

表4-条件付含有禁止物質含有内容/廃止時期 報告書

株式会社 光電製作所 御中

年 月 日

1 会社名	<input type="text"/>	⑩	5 電話番号	<input type="text"/>
2 住所	<input type="text"/>		6 FAX番号	<input type="text"/>
3 責任部署名	<input type="text"/>		7 E-mail	<input type="text"/>
責任役職名	<input type="text"/>		8 取引先コード	<input type="text"/>
責任者氏名	<input type="text"/>	⑩	(仕入先コード)	
4 担当者氏名	<input type="text"/>			

次の部品・素材については、条件付含有禁止物質の含有量が閾値を超えていますので代替品を推奨し、その内容を記載します。又、条件付含有禁止物質が閾値以内のものは、その廃止時期を記載します。

対象品内容

光電品目コード	品名	規格/型式	製造メーカー名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

上記対象品がシリーズ品の一つである場合は、「規格/型式」欄の定数部分を***と表現して下さい。
(例: 規格ABC123D~ABC789Dがシリーズ品の場合、ABC***Dと記入して下さい。123...789は、定数。)

代替品内容

製造メーカーコード	品名	規格/型式	製造メーカー名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

条件付使用禁止物質の含有状況を記入してください。

	条件付使用禁止物質	含有有無	含有濃度 (ppm)	含有部位/含有目的	廃止時期
1	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	有・無			
2	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)(DMF)	有・無			
3	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	有・無			
4	短鎖型塩化パラフィン類(C10~C13)	有・無			
5	塩化コバルト(CoCl2)	有・無			
6	ジブチルスズ化合物(DBT)	有・無			
7	ジオクチルスズ化合物(DOT)	有・無			
8	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	有・無			
9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	有・無			
10	カドミウム/カドミウム化合物	有・無			
11	六価クロム化合物	有・無			
12	鉛/鉛化合物	有・無			
13	水銀/水銀化合物	有・無			
14	DEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)	有・無			
15	BBP(フタル酸ブチルベンジル)	有・無			
16	DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)	有・無			
17	DIBP(フタル酸ジイソブチル)	有・無			
18	RCF(リフラクトリーセラミックファイバー)	有・無			

↑ 有、無のいずれかを選択し、有の時は含有量を記載してください。

注 太線枠内をご回答ください。